

医政安発 0117 第 5 号  
薬生安発 0117 第 3 号  
令和 4 年 1 月 17 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

#### 医療事故の再発防止に向けた提言第 15 号の公表について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療事故調査制度につきましては、平成 27 年 10 月から、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、医療事故調査・支援センター（以下「センター」という。）において、その調査報告を収集し、整理・分析することで医療事故の再発防止につなげ、医療の安全を確保することを目的として実施されております。

また、センターは再発の防止に関する普及啓発を行うこととされており、今般、医療事故の再発防止に向けた提言第 15 号として、「薬剤の誤投与に係る死亡事例の分析」（以下「提言書」という。）が公表されましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止及び発生の未然防止のため、提言書の内容を御確認の上、貴会会員に対して周知をお願いいたします。

提言書につきましては、センターのホームページ

(<https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/>) にも掲載されていますことを申し添えます。

医政安発 0117 第 5 号  
薬生安発 0117 第 3 号  
令和 4 年 1 月 17 日

日本製薬工業協会会長 殿

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

#### 医療事故の再発防止に向けた提言第 15 号の公表について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療事故調査制度につきましては、平成 27 年 10 月から、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、医療事故調査・支援センター（以下「センター」という。）において、その調査報告を収集し、整理・分析することで医療事故の再発防止につなげ、医療の安全を確保することを目的として実施されております。

また、センターは再発の防止に関する普及啓発を行うこととされており、今般、医療事故の再発防止に向けた提言第 15 号として、「薬剤の誤投与に係る死亡事例の分析」（以下「提言書」という。）が公表されましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止及び発生の未然防止のため、提言書の内容を御確認の上、貴会会員に対して周知をお願いいたします。

提言書につきましては、センターのホームページ

(<https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/>) にも掲載されていますことを申し添えます。

医政安発 0117 第 5 号  
薬生安発 0117 第 3 号  
令和 4 年 1 月 17 日

米国研究製薬工業協会在日技術委員会委員長 殿

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

#### 医療事故の再発防止に向けた提言第 15 号の公表について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療事故調査制度につきましては、平成 27 年 10 月から、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、医療事故調査・支援センター（以下「センター」という。）において、その調査報告を収集し、整理・分析することで医療事故の再発防止につなげ、医療の安全を確保することを目的として実施されております。

また、センターは再発の防止に関する普及啓発を行うこととされており、今般、医療事故の再発防止に向けた提言第 15 号として、「薬剤の誤投与に係る死亡事例の分析」（以下「提言書」という。）が公表されましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止及び発生の未然防止のため、提言書の内容を御確認の上、関係者に対して周知をお願いいたします。

提言書につきましては、センターのホームページ

(<https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/>) にも掲載されていますことを申し添えます。

医政安発 0117 第 5 号  
薬生安発 0117 第 3 号  
令和 4 年 1 月 17 日

欧州製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

#### 医療事故の再発防止に向けた提言第 15 号の公表について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療事故調査制度につきましては、平成 27 年 10 月から、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、医療事故調査・支援センター（以下「センター」という。）において、その調査報告を収集し、整理・分析することで医療事故の再発防止につなげ、医療の安全を確保することを目的として実施されております。

また、センターは再発の防止に関する普及啓発を行うこととされており、今般、医療事故の再発防止に向けた提言第 15 号として、「薬剤の誤投与に係る死亡事例の分析」（以下「提言書」という。）が公表されましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止及び発生の未然防止のため、提言書の内容を御確認の上、貴会会員に対して周知をお願いいたします。

提言書につきましては、センターのホームページ

(<https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/>) にも掲載されていますことを申し添えます。